様式第７（その１）（第８条関係）

知環許可第１５号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所　豊田市松ケ枝町三丁目３０番地
氏名　ホーメックス株式会社
代表取締役　餅原　幹也

令和６年２月１６日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第１５条第１項の規定により次のとおり許可する。

令和６年４月１日

知立市長　林　郁　夫

許　可　業	一般廃棄物収集運搬業
作業区域	知立市内全域
許可期間	令和６年４月１日～令和８年３月３１日
許可条件	（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行令、施行規則を遵守すること。 （２）知立市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、規則、その他、市の指示に従うこと。 （３）法律等が改正された場合、若しくは、市長が必要と認めたときは許可を取り消し、条件を変更し、又は、別に指示することがある。